

広島市建設発生土再資源化施設取扱要領

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 再資源化施設の申請（第3条～第7条）

第3章 建設発生土の適正な処理の確保（第8条・第9条）

第4章 雑則（第10条・第11条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、広島市が発注する公共工事に伴い発生する建設発生土（以下「建設発生土」という。）を扱う再資源化施設として登録する場合の必要な事項を定めることにより、資源の有効利用と再生砂の一定の品質の確保を図り、もって循環型社会の形成及び工事目的物の品質確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (2) 再資源化 建設発生土を処理し、資材、原材料又は製品として第三者に有償で売却することができる状態にすることをいう。
- (3) 再生砂 建設発生土を再資源化して得られる砂をいう。
- (4) 残さ汚泥 再生砂を製造する過程で生じる泥状のもの及び泥水のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項の産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
- (5) 再資源化施設 建設発生土を受け入れ、再生砂を生産する機器及び施設を常設し、建設発生土を再資源化する施設をいう。
- (6) 再資源化業者 再資源化施設を使用し、再資源化を行う業者をいう。
- (7) 登録 本市が発注する公共工事の積算に用いる「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」に掲載することをいう。

第2章 再資源化施設の申請

（再資源化施設の申請）

第3条 建設発生土を受け入れ、再資源化施設として登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、広島市長に次の各号に掲げる申請書類を2部提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 位置図（1／10，000～1／50，000程度）
- (3) 平面図（1／500～1／1，000程度で設備の配置等が分かるもの）
- (4) 地番図、土地の権利関係書類（自社用地：公図及び登記簿の写し、借地：公図、登記簿及び借地用途が明記された契約書の写し）
- (5) 再資源化のフロー図
- (6) 再資源化プラントの構造図
- (7) 施設の現況写真（施設の全体、施設の詳細、受入土の仮置状況、受入土の処理状況、再生砂の仮置状況、防災施設及び環境対策施設等の分かるもの）
- (8) 関係法令の許可等の写し
- (9) 再生砂の試験成績表の写し
- (10) 建設発生土受入れ・販売等実績報告書（様式第2号）
- (11) 誓約書（様式第3号）

（申請者の要件）

第4条 申請者は、次の各号の要件を備えなければならない。

- (1) 再生砂を生産する機器及び施設を常設していること。
- (2) 前号の機器及び施設には、細粒分を除去するため、水洗いのできる施設を併設していること。
- (3) 建設発生土及び再生砂を貯蔵するため、適切な規模のストックヤードを配置し、適切に管理していること。
- (4) 再資源化施設の営業開始後、当該施設で生産した再生砂について3か月以上の販売実績を有していること。
- (5) 関係法令に違反する等不正な行為がないこと。

（申請者への通知とその意義）

第5条 広島市長は、申請者から提出された申請書類の審査及び現地調査を行う。

- 2 広島市長は、前項に規定する審査等により適正と判断した場合、申請者に対し、建設発生土の処分費用の見積書の提出を求める。また、不適正と判断した場合、理由を付して「建設発生土再資源化施設として登録できない」旨、通知する。
- 3 広島市長は、前項で依頼した見積書の提出を受け、登録したときは、書面により「建設発生土再資源化施設として登録した」旨、当該申請者へ通知する。
- 4 再資源化施設としての登録の有効期間は、前項の通知で定めた日から起算して1年とし、再資源化業者は、その更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

- 5 第3項の規定による通知は、請負者が当該申請者の再資源化施設に建設発生土を搬入することを妨げないことを意味するものであって、本市が建設発生土の搬入を保証するものではない。また、当該通知により、本市が当該申請者の再資源化施設において再資源化された再生砂又は製品について、いかなる法的又は技術的な認証を行うものでもなく、本市はこれらの再生砂又は製品の購入に関し、一切の義務を負わない。

(更新申請)

第6条 前条の登録の更新を希望する再資源化業者は、有効期間の満了日の1か月前までに広島市長に次の各号に掲げる申請書類を2部提出しなければならない。ただし、更新前と変更がない場合には、第2号から第7号までに掲げる申請書類を、省略することができる。

- (1) 更新申請書(様式第4号)
- (2) 位置図(1/10, 000～1/50, 000程度)
- (3) 平面図(1/500～1/1, 000程度で設備の配置等が分かるもの)
- (4) 地番図、土地の権利関係書類(自社用地:公図及び登記簿の写し、借地:公図、登記簿及び借地用途が明記された契約書の写し)
- (5) 再資源化のフロー図
- (6) 再資源化プラントの構造図
- (7) 施設の現況写真(施設の全体、施設の詳細、受入土の仮置状況、受入土の処理状況、再生砂の仮置状況、防災施設及び環境対策施設等の分かるもの)
- (8) 関係法令の許可等の写し
- (9) 再生砂の試験成績表の写し
- (10) 誓約書(様式第3号)

2 広島市長は、再資源化業者から提出された申請書類の審査及び現地調査を行う。

3 広島市長は、前項に規定する審査等により適正と判断した場合、書面により「登録の更新を認める」旨、当該再資源化業者へ通知する。また、不適正と判断した場合、理由を付して「登録の更新を認めない」旨、通知する。

(変更申請)

第7条 再資源化業者は、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、広島市長に変更申請書(様式第5号)を2部提出しなければならない。

2 広島市長は、再資源化業者から提出された変更申請書類を審査し、必要であると判断した場合は現地調査を行う。

3 広島市長は、前項に規定する審査等により変更内容が適正と判断した場合は、当該申請に係る登録内容の変更を行うとともに、書面により「変更内容を認める」旨、当該再資源化業者へ通知する。また、不適正と判断した場合、理由を付して「変更内容を認めない」旨、通知する。

第3章 建設発生土の適正な処理の確保

(再資源化業者の責務)

第8条 再資源化業者は、建設発生土の再資源化に至る一連の処理が適正かつ円滑に行われていることについて透明性を確保するため、広島市職員が施設に立ち入る場合は速やかに対応するとともに、必要な範囲において写真撮影を行うことを了承しなければならない。

- 2 再資源化業者は、毎年4月末までに、前年度1年分の建設発生土受入れ・販売等（年度）実績報告書（様式第6号）を広島市長へ提出しなければならない。
- 3 再資源化業者は、関係諸法規を遵守して再資源化の業務を履行しなければならない。
- 4 再資源化業者は、広島市長の求めに応じ、必要な見積書等を提出しなければならない。また、見積書等の内容に変更を生じた場合、変更した見積書等を速やかに広島市長へ提出しなければならない。
- 5 建設発生土の再資源化に至る一連の処理において、第三者に損害等を及ぼしたときは、再資源化業者がその損害を賠償しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 広島市長は、再資源化業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、一定期間を設けて、当該再資源化業者には是正のために必要な勧告又は助言を行う。

- (1) 申請書類の内容に虚偽の記載があった場合
 - (2) 申請書類の記載と異なる行為があった場合
 - (3) 現地調査により、産業廃棄物の混入が確認された場合
 - (4) 再資源化に係る透明性確保について協力（現地調査、実績報告）が得られない場合
 - (5) 周辺環境への配慮を怠り、地域住民との間で紛争が生じた場合
 - (6) 本市発注工事で、ごみの混入など品質を満足しない製品を使用したことが明らかになった場合
- 2 再資源化業者が前項の勧告及び助言に従わない場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、広島市長は、当該再資源化業者が管理する再資源化施設の登録を抹消する。
- (1) 関係諸法規に違反する等、不正な行為を行った場合
 - (2) 広島市長が建設発生土を搬出する必要がなくなったと認めた場合（建設発生土の受入れ拒否等により受入れ及び再資源化が継続的に実施されず、登録再資源化施設としての目的が果たされていないと認めた場合を含む）

第4章 雑則

(建設発生土の受入れを拒否する場合の理由書の提出)

第10条 再資源化業者は、建設発生土の受入基準を満たさない、受入能力を超える等の理由により、建設発生土の受入れを拒否する場合は、その理由を記載した書面を請負者に提出するものとし、その写しを1年間保管すること。

(建設発生土の最終搬出先の確認等)

第11条 建設発生土を搬入する請負者から最終搬出先(再資源化による販売後の利用先等を含む。)までの確認を求められたときは、土砂の搬出先が追えるよう受入れる建設発生土を区分管理するとともに、その建設発生土の最終搬出先が分かる確認書を請負者に提出すること。ただし、建設発生土の受入場所が「ストックヤード運営事業者登録規定」(令和5年3月3日 国土交通省告示第157号)により、ストックヤード運営事業者として国に登録された場合、前文の請負者への対応は不要である。

(建設発生土受入中止の場合の事前連絡)

第12条 再資源化業者が、建設発生土の受入れを中止しようとするときは、受入れを中止する1か月前までに書面により、広島市長に届け出ること。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 広島市建設発生土再資源化施設運用基準は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に廃止前の広島市建設発生土再資源化施設運用基準の5の規定により再資源化施設としての位置付けを受けている施設は、第5条第3項の規定により施行日に再資源化施設の登録を受けた施設とみなす。
- 4 前項に規定する登録の有効期間は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 5 第3項の規定により再資源化施設の登録を受けた施設とみなされた施設に係る施行日後の最初の更新については、第6条第1項ただし書は、適用しない。

附 則(令和5年9月1日改正)

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 ただし、第11条の規定は、令和6年6月1日から適用する。
- 3 再資源化施設の登録を受けた施設にあっては、令和6年4月30日までに第11条の規定への対応状況について広島市長に報告するものとし、対応ができない施設については、「建設発生土受入場所及び受入基準一覧表」への掲載を令和6年6月から削除する。その後、登録の有効期間内に対応できることが確認できた場合は、その翌月から登録施設として掲載する。